

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年5月14日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 光天日乾燥床洗砂搬入敷き均し業務委託
- (2) 業 務 場 所 山武郡横芝光町富下740番地
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 契約日の翌日から令和8年3月31日
- (5) 業 務 の 概 要

ア 目的

本業務は、光天日乾燥場の乾燥汚泥搬出後に、発注者が指示した天日乾燥床に洗砂の補充及び敷き均し作業を行うものである。

イ 概要

洗砂補充及び敷き均し予定量 約500m³/年

- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 業務費内訳書 対象としない
- (11) 入札書記載金額 m³当り（入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。）
- (12) 支 払 方 法 契約期間内における発注（施行指示書による）ごとの支払い

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登録されているもののうち、(大分類) 32・施設等運転管理他、(中分類) 6・洗砂敷き均しについて希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等（契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）がある者。
- (4) 本業務において、現場代理人及び当該業務に関し、主として指揮・監督を行う主任技術者（開札日現在3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年6月2日(月) 午前・午後 1時30分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年5月30日(金) 午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年5月19日（月）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年5月22日（木）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

(2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

(3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

(4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

(1) 現場代理人及び主任技術者の資格を証明するもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

13 その他

(1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

(2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

(3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

(4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

(5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

九水企汚委令7第4号

光天日乾燥床洗砂搬入敷き均し業務委託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

1 適用範囲

この仕様書は、九十九里地域水道企業団(以下「発注者」という。)が発注する「光天日乾燥床洗砂搬入敷き均し業務委託」に適用する。

2 業務概要

九十九里地域水道企業団光天日乾燥場において、乾燥汚泥の搬出後、発注者の指示する天日乾燥床に洗砂(粗粒率2.5以上)の補充及び敷き均し作業を行う。

3 業務場所

山武郡横芝光町富下740番地

4 業務期間

自 契約日の翌日

至 令和8年3月31日

5 洗砂補充及び敷き均し予定量

約500m³(一回の作業における洗砂補充及び敷き均し量については、別途書面により通知するものとする。)

6 法令の遵守

受注者は、本業務の施行に当たり、建設業法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

7 提出書類

受注者は本業務実施にあたり、発注者に次の書類を提出するものとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 業務主任技術者等選任通知書 | 1部 |
| (2) 業務着手届(工程表) | 1部 |
| (3) 本業務関係会社との契約書及び承諾書の写し | 1部 |
| (4) 施行計画書(安全管理、使用機械、運搬経路図) | 1部 |
| (5) 業務写真 | 1部 |
| (6) 業務完了届 | 1部 |
| (7) 業務報告書 | 1部 |
| (8) その他監督職員の指示する書類 | 1部 |

8 現場代理人

現場代理人は、作業現場に常駐し監督職員の指示に従い、本業務のすべてを管理しなければならない。

9 入退場

- (1) 作業員名簿を提出し、作業員等の管理を徹底すること。
- (2) 作業開始前は、作業内容・作業人員を報告するとともに、作業終了時には退場の報告をすること。

10 事故防止

受注者は、本業務の施行に当たり、事故防止に努めなければならない。

また、事故発生、その他の緊急時に備え、人員招集方法及び関係連絡先との

連絡方法を十分確認しておくこと。

11 公害防止

受注者は、騒音、振動等の公害防止に努めなければならない。

12 衛生管理

乾燥場内での作業に従事する者は、衛生管理に注意しなければならない。

13 作業用機械器具等

受注者は、本業務の施行に当たっては次の機械器具等を使用しなければならない。

乾燥床内搬入機械 バックホウ 0.7 m³

乾燥床内運搬機械 特殊運搬車 2.5 t

乾燥床内敷き均し機械 バックホウ 0.1 m³

ただし、業務施行にあたり、より条件にあった機械、器具がある場合は監督職員の承諾を得て使用することができる。

14 洗砂搬入及び敷き均し

(1) 補充用の洗砂は、良質なものをを用い、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(2) 材料については、現場搬入の都度、監督職員の確認を受けること。

(3) 敷き均しは機械及び人力で行い、均一にしなければならない。

(※ 暗渠排水付近を重機で走行しないこと。)

15 現場管理

(1) 本業務の施行に当たり、環境管理及び安全管理に十分配慮しなければならない。

(2) 作業中は、現場の整理整頓を行い常に安全な状態で施行すること。

また、作業終了後は清掃を行い現場の美化に努めること。

(3) 本業務において施設等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、受注者の責任において修理を行い、確認の検査を受けなければならない。

16 作業時間

作業時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。

17 門の管理

本業務の施行場所は無人施設であるため、作業中においても門を閉鎖し、部外者の進入に注意すること。

18 苦情等の処理

本業務において苦情等が発生した場合は、受注者の責任においてすべて処理すること。

19 再委託

受注者は、発注者から委託された洗砂搬入敷き均し業務を他人に委託してはならない。

ただし、契約期間中に洗砂搬入敷き均し業務を他人に委託する必要が生じた

場合、書面により発注者の承諾を得たときに限り、洗砂搬入敷き均し業務を再委託することができる。

20 注意事項

- (1) 浄水作業を最優先し、支障とならないこと。
- (2) 業務場所は稼動中の天日乾燥場内であることから、業務範囲以外の施設等へ立ち入らないこと。

また、許可無く場内の施設及び機械器具等には絶対触れないこと。

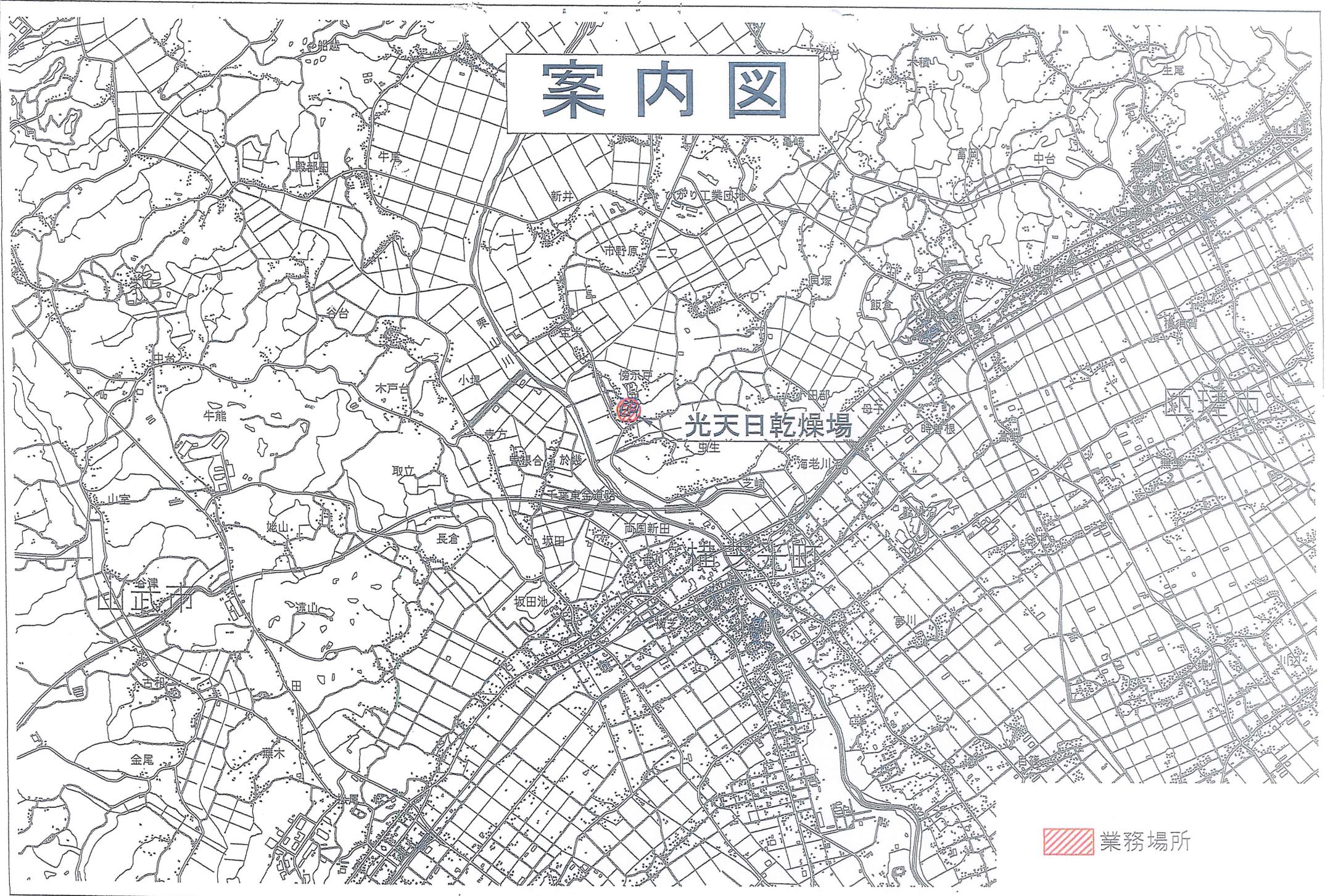
21 機密保持

受注者は、本業務によって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

22 疑義

本業務において仕様書等に明記していない事項について疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ決定する。

案内図



光天日乾燥場

 業務場所

光天日乾燥場平面図

